

# 秋田ケーブルテレビスマートテレビ加入契約約款

## 第1章 総 則

### (約款の適用)

第1条 株式会社秋田ケーブルテレビ（以下「当社」といいます。）は、この秋田ケーブルテレビスマートテレビ加入契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）および当社が別に定めるところにより、当社が設置する有線電気通信設備による放送およびインターネット接続サービス（付帯するサービスを含みます。）を提供します。

### (約款の変更)

第2条 当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。  
2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

### (用語の定義)

第3条 この約款において使用する用語は、放送法（以下「法」といいます。）において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

#### 用語の意味

1 スマートテレビサービス	デジタル放送サービスと、主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
2 スマートテレビ加入契約	当社の放送サービスとインターネット接続サービスの両方の提供を受けることを目的として締結される加入契約（以下「加入契約」といいます。）
3 インターネット接続機能	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービスを利用できる機能
4 契約者	当社と加入契約を締結した者
5 加入申込者	当社に加入契約の申込みをした者
6 通信設備対応集合住宅	共同住宅または集合住宅等で、当社の通信設備を既に有している住宅（以下「対応集合住宅」といいます。）
7 戸建住宅	上記対応集合住宅を除いた戸建等の住宅
8 Smart TV Box	デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器（以下「STVB」といいます。）
9 auID	KDDI株式会社が発行するauID
10 セットトップボックス	デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器（以下「STB」といいます。）
11 タブレット端末	STVBプラスタブレット販売規約に基づき販売するタッチパネル式等の表示・入力部を持った専用のタブレット型パーソナルコンピュータ端末
12 コンテンツ	当社や提携事業者が提供する各種のコンテンツ
13 機器等	STVB、STBおよびリモコンその他付属品
14 ICカード	STVB、STBに常時装着されることにより、STVB、STBを制御し、契約者の視聴履歴を記録するためのICを組み込んだカード
15 B-CASカード	地上デジタルおよびBSデジタル放送用ICカード
16 C-CASカード	CSデジタルサービス用ICカード
17 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
18 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
19 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備
20 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
21 契約者回線	当社との加入契約に基づいて設置される電気通信回線

22	タップオフ	有線放送設備の線路に送られた電波等を分岐する機器で、受信者端子に最も近接する分岐分配器
23	保安器	有線放送設備と加入者側との責任分界点として設置するもので、雷やサージ等によって印加された異常電圧・異常電流の混入を防ぐ保安のための機器
24	クロージャー	有線放送設備の線路に介在し光ファイバをその先端において他の光ファイバの先端と接続させる設備であり、受信者端末に最も近接するものをいう（以下「クロージャー」といいます。）
25	V-ONU	有線放送設備と加入者側の責任分界点として設置するもので、光信号を電気信号（高周波）へ変換させる設備（以下「V-ONU」といいます。）
26	端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
27	端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備（以下「ケーブルモデム」といいます。）
28	自営端末設備	契約者が設置する端末設備
29	自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
30	相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
31	技術基準等	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の条件および端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準
32	消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 加入契約

### （加入契約の単位）

第4条 当社は、STVB1台毎に1の加入契約を締結します。この場合、契約者は1の加入契約につき1人に限ります。

### （加入契約の成立）

第5条 加入契約は、加入申込者が予めこの約款を承認し、別に定める加入申込書に所要事項を記入捺印の上当社に申込み、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、スマートテレビサービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
- 3 当社は第1項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとします。また、当社は承諾後においても次の各号に該当する事実が判明した場合には、違約の責めを負うことなくその承諾を取り消すことができるものとします。
  - (1) 当社のサービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合
  - (2) 加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことなどがあるなど本約款上要請される債務履行を怠る恐れがあると認められる場合
  - (3) 加入申込書の記載事項に虚偽、不備（名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の相違・記載漏れ等をいいます。）がある場合
  - (4) 加入申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合
  - (5) 加入申込者が未成年者および学生または成年被後見人で、それぞれ法定代理人または後見人の同意が得られない場合
  - (6) 料金等の支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合
  - (7) 加入申込者がこの約款に違反する恐れがあると認められる場合
  - (8) 加入申込者が本約款で規定するサービス以外の当社が提供するサービスの利用により発生する自己に課せられた債務の履行を怠ったことなどがある場合
  - (9) 集合住宅であって、その管理者と当社との契約形態により、加入契約の申込みができない場合
  - (10) KDDI株式会社が定める「auID利用規約」に同意いただけない場合
  - (11) 別記2（第14条関係）の提携事業者が定める規約等に同意いただけない場合
  - (12) その他、当社の業務に著しい支障がある場合
- 4 有料番組および付加サービスを利用する場合には、契約者は、有料番組および付加サービスごとに申し込んでいただきます。ただし、一部の有料番組の会社が定める所定の様式に記入する場合のほかは、電話等により当社に申し込むことができるものとします。また、一部の有料番組および一部の付加サービスは、当社のホームページからも申し込むことができるものとします。

- 5 一部の有料番組および付加サービスについては、二十歳未満の契約者は利用できないことがあります。
- 6 有料番組の利用については、別に定める「有料番組サービスの料金に関する規約」（以下「有料番組規約」といいます。）に同意の上、申し込みを行うものとします。
- 7 当社が、本人および年齢の確認のため身分証の提示を求めた場合、加入申込者および契約者はこれに応じるものとします。

#### **(加入契約申込みの方法)**

第6条 加入契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の加入契約申込書を提出していただきます。

- (1) 料金表に定めるサービス、品目等
- (2) 契約者回線の終端とする場所
- (3) その他サービスの内容を特定するために必要な事項

#### **(加入申込みの撤回等)**

第7条 加入申込者は、文書によりその申込みを撤回または当該契約の解除を行うことができるものとします。

- 2 前項の規定による加入契約の申込みの撤回等は、同項の文書を当社が受領したときにその効力を生じます。
- 3 加入契約後、引込工事、宅内工事等を着工済み、また完了済みの場合には契約者はその工事に要した費用について第27条（工事に係る費用の支払義務）の規定に従い負担するものとします。

#### **(最低利用期間)**

第8条 スマートテレビサービスには、最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、サービスの提供を開始した日から起算して6ヶ月とします。なお、第11条（当社が行うサービスの停止）の規定による利用の停止期間は、最低利用期間から除きます。
- 3 最低利用期間を経過する前に契約が解除された場合には、課金開始日から当該最低利用期間の末日までの期間に対応する基本料金の額から、既に支払済の基本料金の額を控除した額を違約金として当社の請求に基づきその額を直ちに支払うものとします。

#### **(契約者回線の終端)**

第9条 当社は、契約者が指定した場所内の建物または工作物において、STVBを設置し、これを契約者回線の終端とします。なお、STVBは当社が提供し、所有権も当社に帰属します。

- 2 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。
- 3 契約者は、次条（契約者が行う加入契約の解除）および第12条（当社が行う加入契約の解除）に定める解除の場合、直ちにSTVBを当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、料金表の定めにより損害金を支払うものとします。
- 4 契約者は当社が提供したSTVBを質入し、移動し、取り外し、変更し、分解し、または損壊しもしくは線条その他の導体を接続しないこととします。契約者は故意または過失によりSTVBを故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、前項で規定する未返却時の損害金を適用し、当社に支払うものとします。

#### **(契約者が行う加入契約の解除)**

第10条 契約者は、加入契約を解除しようとする場合、解除を希望する日の14日以上前に当社指定書式により当社にその旨を申し出るものとします。

- 2 契約者は解除の場合、第24条（利用料）の規定による利用料を含む全ての料金（解約月の月額利用料も含む。）を当該解除の日の属する月の翌月末までに精算するものとします。なお、月額利用料のうち基本利用料は日割りで精算します。
- 3 解除の場合、当社はサービスの提供を停止し機器等を撤去するとともに、契約者（対応集合住宅における契約者を除く。）の最寄りのタップオフから保安器まで、またはクロージャからV-ONUまでの引込工事に係る施工部分を撤去します。契約者は、別に定める解除料を支払うとともに、撤去に伴い契約者が所有または占有する敷地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合には、契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。なお、対応集合住宅における契約者については、機器撤去に要する解除料を負担していただきます。
- 4 契約者は、本条に定める解除および第12条（当社が行う加入契約の解除）に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、料金表に定める損害金を請求します。

#### **(当社が行うサービスの停止)**

第11条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間（そのスマートテレビサービスの料金その他の債務（この約款により支払いを要することとなったものに限り、以下この条において同じとします。）が支払われなかったときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間。）、そのスマートテレビサービスの全部または一部の利用を停止することがあります。なお、当該利用停止により、当社は契約者に対しいかなる責任も負わないこと、また、契約者は、第25条（利用料等の支払義務）第2項および第3項の場合を除き、当該停止によっても当社に支払うべき料金等が免除または減額されないことを承諾するものとします。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務

を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。) また、これらの支払いを怠る恐れがあるとき

- (2) 加入契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき
  - (3) 第58条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき
  - (4) 電気通信事業法または同法施行規則(以下「法令」といいます。)に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき
  - (5) 法令に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき
  - (6) この約款に違反した恐れのある契約者を調査するとき
  - (7) 前各号のほか、この約款に違反する行為、スマートテレビサービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与えもしくは与えるおそれのある行為を行ったとき
- 2 当社は、前項の規定により、スマートテレビサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、通告しないでサービスの提供を停止すること、また、通告しないで直ちに停止することがあります。

#### (当社が行う加入契約の解除)

第12条 当社は、前条(当社が行うサービスの停止)の規定による停止を行った契約者、またはこの約款に違反する行為があったと認められる場合およびその恐れがある場合は、加入契約を解除することができるものとします。

- 2 前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、通告しないで、サービスの提供を停止すること、また、通告しないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。
- 3 当社は、当社または契約者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供に係る当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に契約者に通知するものとします。
- 4 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている契約者については、当社と管理者との契約形態により加入契約を解除することがあります。また、対応集合住宅契約が終了した場合は、加入契約も当然に終了するものとします。この場合、当社は契約者に対しいかなる責任も負わないものとします。
- 5 当社は、次の場合には、その加入契約を解除することがあります。
  - (1) 前条(当社が行うサービスの停止)の規定によりスマートテレビサービスの利用停止をされた契約者が、なお、その事実を解消しないとき
  - (2) 電気通信回線の地中化等、当社または契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でスマートテレビサービスの継続ができないとき
- 6 前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、通告しないで直ちにサービスの提供を停止し、その加入契約を解除することがあります。
- 7 当社は、第1項の規定により、その加入契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。なお、撤去に伴い、契約者が所有または占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。

### 第3章 サービス

#### (当社が提供するサービス)

第13条 当社は契約者に対しそのサービス区域内で、次のサービスの提供を行いません。なお、サービスの一部または全部を変更もしくは終了することがあります。

- (1) スマートテレビサービス
  - (ア) デジタル放送およびインターネット接続サービス  
放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送、データ放送およびラジオ放送のうち、当社が定めた放送の同時再送信サービス、ならびに次号のデジタル有料番組サービスを除く当社による自主放送サービス、インターネット接続サービス。
  - (イ) デジタル有料番組サービス  
放送法第2条に定める「委託放送事業者」が行なう有料放送サービス。ただし、デジタル有料番組サービスはデジタル基本番組サービスをご利用いただく場合に限りご利用いただけます。なお、デジタル有料番組サービスは、別に定める有料番組規約により提供するものとします。
- (2) 付加サービス  
当社が別途定める付加サービス
- (3) コンテンツサービス  
STVB用のデジタルコンテンツ等のコンテンツサービスをご利用いただけます。

(ア) 自動的に利用可能となるコンテンツ

スマートテレビサービスの利用に際して、別記1に掲げるサービスが自動的に利用可能となります。この場合、当社が別に定める利用条件等を遵守いただくものとします。

(イ) その他コンテンツ

当社が別に定める利用規約を承諾いただくことで利用可能となります。

(4) タブレット端末

スマートテレビサービスの申込者で、当社が指定するタブレット端末を利用しようとする者は、別に定めるSTVBプラスタブレット販売規約に従い、タブレット端末を購入していただきます。

(5) その他サービス

当社が別途定めるその他のサービス。

**(提携事業者が提供するサービス)**

第14条 スマートテレビサービスの契約者に対しそのサービス区域内で、別記2に掲げる提携事業者により次のサービスの提供を行います。なお、提携事業者の都合によりサービスの一部または全部を変更もしくは終了することがあります。当社は、このサービスを利用した場合に生じた情報等の破損または滅失等による損害または知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意または重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。

(1) 提携事業者によるコンテンツサービス

(ア) セキュリティソフトウェア

別記2に規定するコンテンツサービスの提供に当たって、本サービスの提携事業者が別に定める規約に同意していただきます。なお、スマートテレビサービスを利用いただく場合は、本サービスが自動的に利用開始となることを承諾していただきます。

(イ) その他の提携事業者提供のコンテンツ

その他の提携事業者が提供するコンテンツについては各提携事業者が定める規約に基づき提供されます。当該サービスの利用に際しては、本約款の他に各提携事業者が定める規約・利用条件等を遵守いただきます。

**(auIDの提供)**

第15条 スマートテレビサービスの利用には、KDDI株式会社が提供する「auID」が必要となります。

2 契約者は、スマートテレビサービスを利用する場合は、KDDI株式会社が別に定める「auID利用規約」に同意していただきます。

また、STVB1台につき1個の「auID」を予め提供しますので、加入申込時に暗証番号を設定していただきます。

3 契約者は、STVB上で利用されたコンテンツに対する課金および問い合わせ等の対応のために、前項で払い出された「auID」が設定されているSTVBの機器情報を、当社がKDDI株式会社へ提供することについて承諾していただきます。

4 第2項で提供された「auID」は、契約者が当社のスマートテレビサービスの契約を解除した場合においても自動的に解除はされません。解除する場合は、契約者が提供元のKDDI株式会社へ解除手続きを行うものとします。

**(当社の払い出すIDおよびパスワードの管理責任)**

第16条 契約者は、自己のID（当社が付与するログイン名、メールアドレス名。以下同じとします。）およびこれに対応するパスワードの使用ならびに管理について全ての責任を負うものとします。

2 契約者は、自己の設定したパスワードを失念した場合は直ちに当社に申し出るものとし、当社の指示に従うものとします。

3 契約者は、第1項に規定する責任を怠り、第三者が契約者のIDおよびこれに対応するパスワードを使用し、スマートテレビサービスを利用した場合、当該第三者のスマートテレビサービスの利用に対して全ての責任を負うものとします。

## 第4章 サービスの変更等

**(サービスの変更)**

第17条 契約者は、サービスの変更を申込むことができるものとします。なお、変更の申込みは月単位とします。

2 前項に規定するサービスを変更する場合には、スタンダードHDからマックスHDへの変更にあつては、当該マックスHDの視聴開始日の属する月からとし、マックスHDからスタンダードHDへの変更にあつては、申し込みのあった日の翌月1日からとします。

3 当社は、契約者の支払遅延等、契約者に事情がある場合には、変更を承諾しない場合があります。

**(契約者の氏名等の変更)**

第18条 契約者は、加入申込書に記載した事項について変更がある場合には、文書によって当社へ速やかに届け出ていただきます。

2 契約者は、その氏名、名称または住所もしくは居所に変更があつたときは、これを証明する書類を添えて、当社へ速やかに届け出ていただきます。

#### (契約者の地位の承継)

第19条 次の場合には、地位の承継を認めるものとします。

- (1) 相続の場合
  - (2) 新たに契約しようとする者が、旧契約者の設備の設置場所において当社のサービスの提供を受けることについて、旧契約者の権利義務を承継する場合
- 2 前項の名義変更を行なう場合、新たに契約しようとする者は当社の承認を得たうえ、所定の名義変更届出を提出し、当社が別に定める手続きに関する料金を支払うものとします。

#### (譲渡の禁止)

第20条 契約者は、加入契約に基づいてスマートテレビサービスを受ける権利を、譲渡することはできません。

#### (一時停止)

第21条 契約者は、当社が提供するスマートテレビサービスの一時停止を申し出ることにはできません。また、第40条（追加のSTBまたはケーブルモデムの使用）に規定する追加のSTBまたはケーブルモデムについても一時停止を申し出ることにはできません。

## 第5章 料金等

#### (料金の適用)

第22条 当社が提供するスマートテレビサービスの料金は、利用料、手続きに関する料金、工事費等とし、料金表に定めるところによります。

- 2 料金の支払い方法は、当社が別に定めるところによります。

#### (一時金)

第23条 契約者は、料金表に定める料金に従い、工事費、損害金、手続きに関する料金を当社に支払うものとします。ただし、当社は、スマートテレビサービスの加入促進を目的として、料金表に定める工事費を、減額することがあります。

- 2 加入契約解除後の再加入契約の場合でも、前項の規定に準じて取扱います。

#### (利用料)

第24条 契約者は料金表に定める利用料を、以下の課金開始日から当社に支払うものとします。

サービス	課金開始日
(1) スマートテレビサービス	
(ア) デジタル放送およびインターネット接続サービス利用料	デジタル放送およびインターネット接続サービスを受けた日から基本利用料を毎月支払うものとします。
(イ) デジタル有料番組利用料	デジタル有料番組のサービスを受ける場合は、サービスの提供を受け始めた日の属する月からデジタル有料番組利用料（別途定める有料番組規約に基づく料金をいいます。）を毎月支払うものとします。
(ウ) 付加サービス利用料	付加サービスを受け始めた日の属する月から利用料を毎月支払うものとします。
(2) コンテンツサービス利用料	
(ア) 自動的に利用可能となるコンテンツ	コンテンツサービスを受け始めた日の属する月から利用料を毎月支払うものとします。
(イ) その他コンテンツ	コンテンツサービスを受け始めた日の属する月から利用料を毎月支払うものとします。
(3) その他のサービス利用料	当社と契約者が別途合意によるサービスを受ける場合には、そのサービスの提供を受け始めた日の属する月からサービス料等を毎月支払うものとします。

2 前項の課金開始日が月の初日以外の日であった場合における当該月の利用料の額は、基本料金を当該月の日数で除した金額に使用日数を乗じて得た額とします。

3 第10条の規定により解除する場合（最低利用期間を経過する前に解除があった場合には、第8条第3項の規定に従います。）で、解除の日が月の初日以外の日であった場合、当該月の利用料の額は前項の算定方式に準じ日割りとします。

4 契約者は、時間または日指定で視聴可能となるコンテンツを視聴するときは、リモコンを用いテレビ画面上にて視聴申し込みいただくものとします。なお、理由の如何を問わず、当該申込みを撤回または取り消すことはできないものとします。

5 契約者は、前項に基づくコンテンツの視聴を申し込んだ時刻から起算して当社が別に定める期間が満了する時刻までに限り何度でも当該コンテンツを視聴できます。

6 日本放送協会（NHK）の定めによるテレビジョン受信料（衛星放送受信料を含みます）は、当社が設定した利用料には含まれて

おりません。

#### (利用料等の支払義務)

第25条 契約者は、その加入契約に基づいて当社がスマートテレビサービスの提供を開始した日（付加機能の提供については、その提供を開始した日の属する月）から起算して、加入契約の解除があった日（付加機能の廃止については、その廃止があった日の属する月）までの期間（期間は月単位とし、提供を開始した日と解除または廃止があった日が同一の月に属する場合は1ヶ月間とします。）について、当社が提供するスマートテレビサービスの態様に応じて料金表に規定する利用料または使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時停止等によりスマートテレビサービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払いは、次によります。

(1) 利用停止、または第11条（当社が行うサービスの停止）があった場合についても、契約者は、その期間中の利用料等の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、スマートテレビサービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、そのスマートテレビサービスを全く利用できない状態（その加入契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間毎に日数を計算し、その日数に対応するそのスマートテレビサービスについての基本利用料等（その料金が料金表の規定により利用のつど発生するものを除きます。）

3 第13条（当社が提供するサービス）に定めるコンテンツサービスについては、月のうち継続して10日間以上提供しなかった場合、そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間毎に日数を計算し、その日数に対応するそのスマートテレビサービスの基本利用料等については支払を要しないものとします。

4 当社は、支払いを要しないこととされた基本利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

5 契約者は、第2項第2号の規定による状態が発生した場合においても、第14条（提携事業者が提供するサービス）に定めるコンテンツサービスは、提携事業者が定める規約により利用料の支払いを要します。

#### (手続きに関する料金の支払義務)

第26条 契約者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその加入契約の解除または請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

#### (工事に関する費用の支払義務)

第27条 契約者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその加入契約の解除または請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2 工事の着手後に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分またはその全てが完了しているときは全てについて、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

#### (利用料等の計算方法)

第28条 当社は、契約者が加入契約に基づき支払う料金のうち、利用料等は当社が別に定める方法により計算します。

2 契約者が、第15条（auIDの提供）で提供された「auID」を利用し、STVBの画面上で各種コンテンツ等の規約に同意し購入したコンテンツ等の債権の一部（物販系コンテンツ等に関する債権を除く。）は、当社がKDDI株式会社からauかんたん決済を通じて、その債権の譲渡を受け、当社の債権として前項の利用料等と合わせて計算します。

#### (端数処理)

第29条 当社は、料金その他のお支払いについて、暦月に従って発生した料金額等に、消費税相当額を加算して計算します。ただし、損害金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。

2 料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### (割増金)

第30条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額としま

す。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

#### (延滞処理)

第31条 契約者は、料金その他の債務について、当月の支払期日にお支払いがない場合は、翌月分とあわせてお支払いいただきます。  
2 前項の延滞処理にもかかわらず、契約者は、料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、第1回目支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年利14.5%（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）の割合で計算した額を遅延損害金として当社に支払っていただきます。

#### (期限の利益の喪失)

第32条 契約者は料金その他の債務について一部でも履行を遅延したときは、当社の請求により当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務の弁済をしていただきます。

#### (債権回収代行会社等への回収業務の委託)

第33条 契約者が料金、工事費その他債務について支払いを怠った場合は、当社が債権回収代行会社へ債務の回収業務を委託する場合があることを契約者は予め承諾するものとします。

## 第6章 利用の制限および利用中断

#### (利用の制限)

第34条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防もしくは救援、交通・通信・電力供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信であって法令で定めるものを優先的に取り扱うため、スマートテレビサービスの利用を制限することがあります。  
2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。  
3 スマートテレビサービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。  
4 当社は、スマートテレビサービスの利用者が、当社が提供するスマートテレビサービスに支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれがある場合には、当該電気通信に割り当てるインターネット接続回線にかかる通信の帯域を制御することにより、インターネット接続機能の速度を制限することがあります。  
5 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との通信を制限することがあります。

#### (利用中断)

第35条 当社は、次の場合には、スマートテレビサービスの利用を中断することがあること、これにより、当社は契約者に対しいかなる責任も負わないこと、また、契約者は、第25条（利用料等の支払義務）第2項および第3項の場合を除き、当該中断によっても当社に支払うべき料金等が免除または減額されないことを承諾するものとします。  
(1) 当社の電気通信設備の保守上または工世上やむを得ないとき  
(2) 第34条（利用の制限）の規定によりスマートテレビサービスの利用を制限するとき  
2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中断することがあります。  
3 前2項の規定によりスマートテレビサービスの利用を中断するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第7章 施設等

#### (施設の設置および費用の負担等)

第36条 当社は、放送センターから受信機までの施設（以下「本施設」といいます。）のうち、放送センターから保安器まで、またはV-ONUの施設（以下「当社施設」といいます。）の設置に要する費用を負担し、これを保有するものとします。また、契約者は契約者の最寄りのタップオフから保安器まで、またはクロージャークからV-ONUまでの引込工事に要する費用（以下「引込工事費」といいます。）を負担するものとします。  
2 契約者は保安器の出力端子からテレビ受信機までの施設（以下「契約者施設」といいます。）の設置工事に要する費用（以下「宅内工事費」といいます。）を負担し、契約者施設の内当社が貸与する機器を除いたものを所有するものとします。



- 3 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受ける契約者については別途協議するものとします。
- 4 当社がこの約款に従ってスマートテレビサービスを提供するために必要な工事の施工は、当社または当社の指定する業者が行なうものとします。

#### (設置場所等の変更)

第37条 契約者は、次の場合に限り引込線および機器等の設置場所を変更できるものとします。

- (1) 変更先が同一敷地内の場合
- (2) 変更先が、当社がサービスを提供している区域内であり、技術的に可能な場合
- 2 契約者は、前項の規定により引込線および機器等の設置場所を変更しようとする場合は、当社所定の書式によりその旨を申し出るものとします。ただし、移転の工事は当社または当社の指定する業者が行なうものとします。
- 3 契約者は、前条（施設の設置および費用の負担等）の規定にかかわらず設置場所移転に要する全ての費用を負担するものとします。
- 4 契約者は、契約者の負担により、同一の構内または同一の建物内における、契約者回線の移転を申し出ることができるものとします。
- 5 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、加入契約内容の変更または制限がある場合があります。
- 6 当社は、第4項の申し出があったときは、第5条（加入契約の成立）の規定に準じて取り扱います。
- 7 第4項の変更に必要な工事は、当社または当社が指定した業者が行います。

#### (施設の設置場所の無償使用等)

第38条 契約者は、当社または当社の指定する業者が当社施設の設置、検査、修理等を行なうため、契約者の所有または占有する敷地、家屋、構築物等への出入りについて便宜を供与するものとします。

- 2 契約者は、施設の設置について、地主、家主その他利害関係人があるときは予め必要な承諾を得ておくものとします。また、このことに関し後日苦情が生じたときは、契約者は責任をもって解決するものとします。

#### (機器等の貸与)

第39条 当社は、契約者にサービス毎に料金表に定める機器等を貸与します。

- 2 契約者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。
- 3 契約者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理に係る実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、第10条（契約者が行う加入契約の解除）で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。
- 4 契約者は、当社が必要に応じて行なう場合がある機器等の交換またはバージョンアップ作業等の実施に同意し、協力するものとします。また、当社が貸与しているSTVB（auID提供）の使用状況は、設備の保守および維持・向上を目的とし、個人が識別または特定できないように加工した統計資料としたうえで、「auID」を提供しているKDDI株式会社へ提供させていただきます。
- 5 当社がこの約款に基づいて貸与する機器等および設置する設備に必要な電気は契約者から提供させていただきます。

#### (追加のSTBまたはケーブルモデムの使用)

第40条 スマートテレビサービスの契約者は、STBまたは追加のケーブルモデムの使用を申し出ることが出来ます。

- 2 当社が承諾し、前項の機器等の設置を行なった場合には、契約者は、それに要した費用を負担するものとします。
- 3 前2項の規定に基づき追加を行なった場合の当該機器等の利用料は、料金表に定めます。
- 4 契約者は、スマートテレビサービスを解除した場合、STBおよび追加のケーブルモデムの使用について、第10条（契約者が行う加入契約の解除）の規定に準じて、直ちに機器等を当社に返却するものとします。
- 5 契約者は、使用上の注意事項を厳守して当該機器等の維持管理をするものとします。
- 6 契約者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理に係る実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、第10条（契約者が行う加入契約の解除）で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。

#### (維持管理責任の範囲)

第41条 当社の維持管理責任の範囲は、当社施設とします。なお、当社施設の維持管理の必要上、当社のサービスの全部または一部が停止することがあります。これにより、当社は契約者に対しいかなる責任も負わないこと、また、契約者は、当該停止によっても当社に支払うべき料金等が免除または減額されないことを承諾するものとします。

- 2 契約者の維持管理責任の範囲は、契約者施設とします。

## 第8章 保 守

#### (当社の維持責任)

第42条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

#### (契約者の維持責任)

第43条 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

#### (設備の修理または復旧)

第44条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、全部を修理し、または復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理または復旧します。この場合において、第1順位および第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの
	水防機関に設置されるもの
	消防機関に設置されるもの
	災害救助機関に設置されるもの
	警察機関に設置されるもの
	防衛機関に設置されるもの
	輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
	通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
	電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
	水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
	選挙管理機関に設置されるもの
	別記4の基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの
	預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの
	国または地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位および第2順位に該当しないもの

#### (契約者の切分け責任)

第45条 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備（以下「自営設備」といいます。この場合、当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、当社または当社が指定する業者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

#### (施設の故障等に伴う費用負担)

第46条 当社は、契約者から当社が提供するサービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。異常の原因が契約者施設による場合は、契約者は、その修復に要する費用（修復を伴わない場合は派遣に要した費用）の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

2 契約者は、契約者の故意または過失により当社施設（当社機器等を含みます。）に故障また損害が生じせしめた場合は、この修復に要する費用の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

## 第9章 回線相互接続

#### (回線相互接続の請求)

第47条 契約者は、その契約者回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社または当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社指定書式を当社に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社または当社以外の電気通信事業者の

加入契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

#### (回線相互接続の変更・廃止)

第48条 契約者は、前条の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。

2 前条(回線相互接続の請求)の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

#### (相互接続事業者のインターネット接続サービス)

第49条 契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、当該契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承諾していただきます。

2 加入契約の解除があった場合は、その解除があったときに、当社の相互接続事業者のインターネット接サービス利用契約についても解除があったものとします。

## 第10章 損害賠償

#### (サービス内容の変更および終了)

第50条 当社は、スマートテレビサービス内容を変更または終了することがあります。なお、変更または終了によって起こる損害の賠償には応じません。

#### (責任の制限)

第51条 当社は、スマートテレビサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのスマートテレビサービスが全く利用できない状態(その加入契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について24時間毎に日数を計算し、その契約者に発生した損害とみなし、その額(基本利用料)に限って賠償します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。(次項および次条の損害賠償において同じ。)

2 当社は、第13条(当社が提供するサービス)に定めるコンテンツサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのコンテンツサービスが利用できない状態にあることを当社が認知した時刻から起算して10日間以上提供しなかったときは、そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について24時間毎に日数を計算し、その契約者に発生した損害とみなし、その額(基本利用料)に限って賠償します。

3 前2項の場合において、当社の故意または重大な過失によりスマートテレビサービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 前3項の規定にかかわらず、当社は、スマートテレビサービスの利用により発生した契約者と第三者間に生じた損害(第14条第1項第1号の提携事業者によるコンテンツサービスにより生じた損害を含む。)、およびスマートテレビサービスを利用できなかったことにより発生した契約者と第三者との間に生じた損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

#### (免責)

第52条 スマートテレビサービスおよび加入契約に関し、当社が契約者および加入申込者に対し負担する責任は、いかなる場合であれ、別に定める解除料の金額を限度とする損害賠償責任に限られ、これ以外はいかなる責任も負わないものとします。なお、次に該当する場合には、いずれも損害賠償責任は生じないものとします。

- (1) 天災地変その他当社の責に帰さない事由等によりスマートテレビサービスの提供の中止を余儀なくされた場合
- (2) 当社の責に帰さない事由または受信障害によりスマートテレビサービス内容の全部または一部に画面症状(画像の劣化、ブロック状のノイズ、画面の停止、受信不能等の症状をいいます。)が発生した場合
- (3) 当社の責に帰さない事由等により機器が正常に動作しなかったことにより不具合が生じた場合
- (4) 落雷など当社の責に帰さない事由等により、当社施設に接続された契約者施設およびテレビ受信機等が損害した場合
- (5) スマートテレビサービスの一部または全部を変更もしくは終了する場合
- (6) STVBまたは録画機能付STBに接続する契約者所有のデジタル録画機器等と録画機能付STBおよびSTBの利用について、録画再生機能の不具合および録画物等(蓄積、挿入されたデータすべてをいいます。以下同じとします。)の消失、破損等が生じた場合また、機器の交換や撤去を行った際に、録画物等が消失した場合
- (7) STVB(蓄積、記録用媒体等)に保存された各種ソフトウェアの消失、破損等が生じた場合
- (8) STVBと連携する契約者所有のタブレット型パーソナルコンピュータが正常動作しなかった(故障等による障害の発生を含む。)ことにより不具合が発生した場合

- (9) 第14条（提携事業者が提供するサービス）に規定するセキュリティソフトウェアの不具合が発生した場合  
また、そのセキュリティソフトウェアの動作不良等により損害が発生した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、STVBまたは録画機能付STBの録画機能が利用できなかった場合の損害賠償責任は、料金表で定める基本利用料（契約者が契約締結しているサービスの利用料金額に限る。）を限度とする損害賠償責任に限られ、これ以外はいかなる責任も負わないものとします。
- 3 当社は、サービス利用により発生した契約者と第三者との間に生じた契約者または第三者の損害、およびサービスを利用できなかったことにより発生した契約者と第三者との間に生じた契約者または第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務は一切生じないものとします。
- 4 当社は、契約者がスマートテレビサービスの利用に関して損害を被った場合、第50条（責任の制限）の規定によるほかは、いかなる責任も負いません。
- 5 当社は、スマートテレビサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理、または復旧の工事に当たって、契約者が所有または占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが止むを得ない理由によるものである時は、その損害を賠償しません。
- 6 当社は、この約款等の変更により自営設備の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、事業法の規定に基づき当社が定めるスマートテレビサービスに係る端末設備等の接続の技術的条件の設定または変更により、現に契約者回線に接続されている自営設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。
- 7 契約者は、本サービス提供期間中、当社から貸与された機器を契約者自らの注意をもって管理し、それら機器の質入れ、移動、取り外し、変更、分解または損壊はしないものとします。これに反した場合は契約者自身の負担により復旧するものとします。
- 8 当社は、インターネット接続サービスに関して次の各号に掲げる保障を行わず、これに起因する契約者の損害について一切の責任を負わないものとします。
- (1) インターネットサービスの完全性もしくは確実性、または特定目的への有効性および適合性
  - (2) 契約者がインターネットサービスを通じて得る情報およびデータ等の完全性、正確性、確実性、有用性等
  - (3) インターネットサービスのシステムダウン等不具合を生じないこと
  - (4) インターネットサービスが即時性をもって提供されること
  - (5) インターネットサービスが当社の意図によらずに中断されないこと
  - (6) 当社がインターネットサービスに関連して契約者に提供する試験サービス、またはこれに類する名目のサービスにおいて、何らの欠陥または瑕疵も生じないこと
- 9 インターネット接続サービスをつうじて行われる情報およびデータ等のやり取りは全て契約者の自己責任において行なわれ、その結果生じた契約者のコンピューターへの損害、データの消失等は契約者に責任があるものとし、当社は免責されるものとします。
- 10 インターネット接続サービスに関連して契約者に発生した損害については、結果的損害、付随的損害および逸失利益を含め、前条に定める場合を除き、一切の補償・賠償を行いません。

## 第11章 ICカード

### (B-CASカードの取扱い)

- 第53条 当社は、STVBおよびSTBに挿入されるB-CASカードを各1台につき1枚を貸与します。契約の解除があった場合、契約者は速やかに当社に返却するものとします。
- 2 B-CASカードに関する取扱いについては、契約者と株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「CATV専用B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。なお、B-CASカード再発行費用については料金表の定めによります。

### (C-CASカードの貸与)

- 第54条 当社は、スマートテレビサービスの契約者に、C-CASカードをSTVBおよびSTB各1台に付き1枚を貸与します。
- 2 C-CASカードの所有権は、当社に帰属するものとし、契約者は、第10条（契約者が行う加入契約の解除）および第12条（当社が行う加入契約の解除）の規定による解除を行なうまで、STVBおよびSTBに常時装着された状態で使用し善良なる管理者の注意義務をもってC-CASカードを管理しなければなりません。
- 3 契約者の責めによらないC-CASカードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合、および当社の判断による場合は、当社は、C-CASカードを交換することがあります。
- 4 契約者は、C-CASカードの貸与、譲渡、質入れその他の処分等を行うことはできません。
- 5 契約者は、次の各号を行なうことはできません。
- (1) C-CASカードの複製・翻案、および改造・変造・改ざん等のカードの機能に影響を与えること。
  - (2) C-CASカードを日本国外に輸出または持ち出すこと。

### (C-CASカードの紛失等)

第55条 契約者は、C-CASカードを紛失または盗難にあった場合は、当社にその旨を速やかに届出なければなりません。

2 当社は、届出を受理した場合においては、速やかに当該C-CASカードを無効とします。ただし、届出が受理される以前に、第三者によりC-CASカードが使用された場合は、料金は契約者の負担となります。

### (C-CASカードの再発行)

第56条 当社は、C-CASカードを再発行することを適当と認めた場合に限り、その再発行を行なうものとします。この場合、契約者は、料金表に定めるC-CASカード再発行手数料を支払わなければなりません。

### (C-CASカードの返却)

第57条 契約者は、第10条（契約者が行う加入契約の解除）および第12条（当社が行う加入契約の解除）の規定による解除を行なう場合は、当社に対しC-CASカードを直ちに返却しなければなりません。

## 第12章 雑 則

### (利用に係る契約者の義務)

第58条 当社は、スマートテレビサービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有または占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。

2 契約者は、当社または当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。

3 契約者は、当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、または自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続、もしくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。

4 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。

5 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等（スマートテレビサービスを同時に複数の自営設備で利用できるようにする設備を含む。）を取り付けないこととします。

6 契約者は、当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。

7 契約者は、第3項から前項までの規定に違反して電気通信設備を亡失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要の費用を支払っていただきます。

8 契約者は、スマートテレビサービスを利用して、国内外の法令等を犯す行為を行わないこととします。

9 契約者は、スマートテレビサービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える行為を行わないこととします。

10 契約者は、スマートテレビサービスを利用する権利を有償、無償を問わず再販売し、第三者に利用させないものとします。

11 契約者は、スマートテレビサービスとサービス用設備（第三者へサービスを提供するための通信設備、電子計算機、その他の機器およびソフトウェア等をいいます。）を接続しないものとします。

### (禁止事項)

第59条 契約者は、当社が提供するスマートテレビサービスを、第三者に記録媒体または配線等により供給することは無償・有償にかかわらず禁止します。

2 契約者は、加入契約に定める台数を超える受信機等を接続することができません。

3 前項に違反した場合、契約者は違反した台数につき加入契約に基づくサービスの提供の始期に遡り、契約したものとして当該利用料を当社に支払うものとします。

4 当社のスマートテレビサービスの視聴を可能にする目的で、当社が設置した設備、機器以外の不正な機器等を使用すること、また、本来のサービスの利用の目的以外で、当社の機器等を使用することはできません。

5 契約者が契約に基づいてサービスを受ける権利は、譲渡することができません。

6 契約者は、インターネット接続サービスを利用するにあたり、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとします。

(1) 法令に違反する行為、またはそれに結びつく恐れのある行為

(2) 犯罪行為、またはそれに結びつく恐れのある行為等、公序良俗に反する行為

(3) 当社を含む第三者の権利、知的財産権（特許権、実用新案、商標権および著作権等をいいます。）その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為、または当該行為に該当すると当社が判断した行為

(4) 当社のインターネット接続サービスの信用を毀損する行為、または毀損する恐れのある行為

(5) 第三者のプライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または毀損する恐れのある行為

(6) 詐欺、規制薬物の濫用、児童買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い

行為

- (7) 猥褻、児童虐待もしくは児童ポルノ等、児童および青少年に悪影響を及ぼす画像、映像、音声もしくは文章等を送信または表示させる行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示もしくは文章を記載、掲載する行為
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）もしくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (9) 当社を含む第三者の設備（電気通信設備およびコンピューター等をいいます。）に蓄積された情報（ソフトウェアを含む。）を不正に書き換え、消去し、破壊し、または不正にアクセスする行為、またはこれを助長する行為
- (10) 他者に成りすまして本サービスを利用する行為
- (11) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信または掲載する行為、およびコンピュータープログラムを不正に利用することで他のインターネット利用者のセキュリティを脅かす行為
- (12) 当社を含む第三者のデータ転送を第三者の許可なく覗き見るような行為およびそれを行なうツールの使用や配布
- (13) ネットワーク調査ツールの使用や配布
- (14) 当社および他のサービスプロバイダーのサーバー運営の妨害に繋がる行為
- (15) 無断で他者に広告、宣伝、もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (16) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (17) 人を自殺に誘引または勧誘する行為
- (18) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為もしくは助長する目的でリンクを貼る行為
- (19) 当社もしくは他人の電気通信設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為またはそのおそれのある行為
- (20) 前各号のいずれかに該当するコンテンツ等へのアクセスを助長する行為
- (21) 本約款に違反する行為
- (22) 音声通信の利用において、故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせる行為またはそのおそれのある行為
- (23) その他、当社が不適切だと判断した行為

#### （情報等の削除等）

第60条 当社は、契約者のスマートテレビサービスの利用が前条（禁止事項）各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他理由でスマートテレビサービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 前条（禁止事項）各号に該当する行為をやめるように要求します。
  - (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
  - (3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
  - (4) 事前に通知することなく、契約者が発信または常時する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状況に置きます。
- 2 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

#### （IDおよびパスワードの管理責任）

第61条 契約者は、自己のID（当社が付与するログイン名、メールアドレスをいい、以下同じとします。）およびこれに対応するパスワード（以下、「認証情報」といいます。）の使用および管理について全ての責任を負うものとします。また、認証情報を他者に開示し利用させ、もしくは貸与、譲渡、売買、質入または公開等を行なうことはできないものとします。

- 2 契約者は、自己の設定したパスワードを失念した場合は直ちに当社に申し出るものとし、当社の指示に従うものとします。
- 3 契約者は第1項に規定する責任を怠り、第三者が契約者のIDおよびこれに対応するパスワードを使用し、インターネット接続サービスを利用した場合、当該第三者のインターネット接続サービスの利用に対して全ての責任を負うものとします。また、契約者の責に帰すべき理由によって認証情報が不正に利用され、その結果当社が損害を被った場合、契約者はその損害を賠償する義務を負うものとします。
- 4 契約者は、認証情報が他者に知られた場合、または他者に不正に利用されている疑いのある場合、登録情報に変更が生じた場合、当社へ速やかにその旨を通知するとともに、当社から支持がある場合にはこれに従うものとします。なお、当該通知を行なわなかったことで契約者が不利益を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 5 契約者は、本サービスの利用および利用結果について自ら一切の責任を負うものとし、万一契約者の本サービスの利用に起因して他者とトラブルが生じた場合、または当該トラブルに関連して他者から当社に対して何らかの請求がなされ、或いは訴訟が提起された場合には、契約者は自らの費用と責任においてこれを解決し、当社に一切迷惑をかけないものとします。

#### （契約者に係る個人情報の取扱い）

第62条 当社は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年総務省告示第696号）および電気通信事業における個人情報保護に関

するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）に基づくほか、当社が別途定める個人情報保護に関する管理規則、ならびに当社がホームページにおいて公表する個人情報の保護に関する宣言、およびこの約款の規定に基づいて、契約者の個人情報を適切に取扱うものとしします。

2 当社は契約者の個人情報を次に掲げる目的のために利用するものとしします。

- (1) 契約者の確認やサービスの提供ならびに向上のための業務、工事の施工等の業務、サービスのメンテナンス業務、変更・解約等に関する諸手続業務、番組誌等の送付業務、および料金請求や収納業務などのため。
- (2) 契約者の視聴状況およびSTVBの使用状況や操作に関する記録について集計・分析を行い、個人が識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、あるいはアンケート調査およびその分析を行ない、設備の保守ならびに新規サービスの開発やサービスレベルの維持・向上を図るため。
- (3) 契約者に対し、電話、電子メールまたは郵便等により、当社の各種サービス、または業務提携先などの商品やサービス等の情報を提供するため。なお、契約者は別途定める方法で届出ることにより、これらの取扱いを中止させたり、再開させたりすることができるものとしします。
- (4) 契約者から個人情報の取扱いに関する同意を得るために、電子メール、郵便等により連絡し、または電話するため。
- (5) 契約者との電話応対時に通話録音することにより、お問い合わせ内容・ご意見・ご要望等を正確に把握しサービスの向上に活かすとともに対応品質の向上を図り顧客満足度を高めるため。
- (6) スマートテレビサービスの障害および停止が発生した場合における提携事業者からの照会に対し、その事実を回答するため。
- (7) 契約者がダウンロードしたコンテンツやアプリケーションの情報の管理をするため。また、そのサポートを目的としたサービスレベルの維持・向上のため。
- (8) 上記(1)～(7)のほか、契約者から同意を得た場合において、その範囲内で利用するため。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあってはその限りではないものとしします。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

4 当社は、第2項に規定する利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を業務委託先に預託することができるものとしします。

5 当社は、次に掲げる場合を除き、第三者に個人情報を提供しないものとしします。

- (1) 予め本人の同意を得た場合
- (2) 契約者のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲で銀行等の金融機関に個人情報を開示する場合
- (3) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第218条（裁判官の発する令状による差押等）その他、同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には当該処分の定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が満たされている場合
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）で認められている場合
- (5) 別記5に定める委託放送事業者のサービス提供に伴う運用に利用する場合

#### **（知的財産権および成果物の帰属）**

第63条 契約者がアンケート等で当社に回答いただいた内容等についての著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。）その他の知的財産権は、全て当社に帰属するものとし、契約者は、自己が回答した内容等につき著作権者人格権を行使しないものとしします。

#### **（通信の秘密）**

第64条 当社は、事業法第4条（秘密の保護）および電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）に基づき、契約者の通信の秘密を守ります。

2 次に掲げる場合は、通信の秘密の適用除外とするものとしします。

- (1) 通信当事者の同意がある場合
- (2) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第218条（裁判官の発する令状による差押等）に基づく強制的処分が行われる場合

#### **（承諾の限界）**

第65条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるとき、または料金その他債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

**(技術的事項および技術資料の閲覧)**

第66条 当社は、インターネット接続機能に係る基本的な技術的事項および契約者がインターネット接続機能を利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

**(約款の効力)**

第67条 約款のいずれかの条項が関係法令等の変更または新設により、無効もしくは執行不能と判断された場合、かかる無効もしくは執行不能な条項は、当該条項を規定した意図に最も適合する有効かつ執行可能な関係法令等に基づく条項に置き換えられるものとします。その他の条項はなお効力を有し存続するものとします。

**(営業区域)**

第68条 営業区域は、別記6に定めるところによります。

**(合意管轄)**

第69条 スマートテレビサービスおよび加入契約に関し、当社と契約者との間に紛争が生じた場合は、管轄裁判所を秋田簡易裁判所または秋田地方裁判所とします。

**(定めなき事項)**

第70条 本約款に定めなき事項が生じた場合、当社および契約者は本約款の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

### 第13章 附帯サービス

**(EPG 電子番組表)**

第71条 当社は、デジタル放送サービスの内容および放送時間を原則として当社の指定するEPG（電子番組表）により提供するものとします。ただし、EPGにより提供する内容および放送時間は、変更される場合があります。

2 当社は、内容および放送時間の相違、間違いならびに変更によっておこる損害の賠償には応じません。

**(付加サービスの提供等)**

第72条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加サービスを提供します。

別記1（第13条関係）当社によるコンテンツサービス

サービス名	内 容
お知らせウィジェット	当社ホームページにリンクし、お知らせや障害情報等を提供します。

別記2（第14条関係）提携事業者によるコンテンツサービス

コンテンツサービス	提携事業者	備 考
ウィルスバスター	トレンドマイクロ株式会社	

別記3（第22条関係）料金の支払方法

- 1 契約者は、料金について、支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。
- 2 契約者は、各月のスマートテレビサービス料金および工事費等を金融機関の預金口座振替による方法で、毎月25日（当該日が休日または祝・祭日当たる場合は、翌営業日とします。）に支払うものとします。
- 3 前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、契約者は銀行振込または当社が定めるその他の方法で支払うことができますが金融機関等に係る振込手数料は、契約者の負担とします。
- 4 契約者は当社がスマートテレビサービス料金および工事費等の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承諾していただきます。
- 5 当社が必要であると判断した場合、前項で定めた収納代行会社を契約者に通知なく変更できるものとし、契約者はこれを承諾するものとします。
- 6 預金口座振替について  
(1) 契約者は、契約者が支払うべき当社の提供するサービスの利用料、工事費等の一切の債務について、当社から銀行、信用金庫、農協等（以下、「銀行等」といいます。）に請求書が送付されたときは、契約者に通知することなく、請求書記載の金額を預金口座から引落しのうえ支払うことを承諾します。この場合、契約者は、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書の提出または小切手の振出しはしないこととします。



- (2) 契約者は、銀行が預金口座からの引落日（以下、「振替日」といいます。）において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超える場合、契約者に通知することなく請求書を返却すること、また振替の指定日以降に再度振替えることを承諾します。
- (ア) 契約者は、預金口座振替を解約するときは、銀行に書面により届出ます。なお、この届出がなく長期間にわたり当社から請求がない等相当な理由がある場合、契約者から特に申し出が無い限り銀行は預金口座振替が終了したものと取扱うことを承諾します。
- (イ) 契約者は、振替日に変更された場合は、請求書に記載された日をもって処理することを承諾します。
- (ウ) 契約者は、サービスの追加または変更があった場合も、本規定が適用されることを承諾します。契約者は、この預金口座振替について紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行に異議を申し立てないこととします。

別記4（第43条関係）表中第2順位に規定する基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的とてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の表号について8,000部以上あること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けたもの。
3 通信社	新聞社または放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースもしくは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

別記5（第58条関係）委託放送事業者  
株式会社スター・チャンネル

別記6（第66条関係）営業区域

	営 業 区 域
株式会社秋田ケーブルテレビ	・秋田市（一部を除く。）・五城目町の一部・三種町の一部・潟上市の一部

## 料 金 表

### 通 則

#### （料金表の適用）

- 1 スマートテレビサービスに関する料金の適用については、この料金表の規定によります。

#### （料金の変更）

- 2 当社はスマートテレビサービスに関する料金を変更することがあります。その場合には、変更後の料金によります。

#### （消費税相当額の加算）

- 3 約款の規定により、料金表に定める料金について支払いを要する額は、料金表により表示された請求額の合計に消費税額を加算した額とします。なお、第4表損害金については、消費税の加算はありません。

#### （料金の臨時減免について）

- 4 当社は、災害が発生したときは、約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。当社は料金の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

## 第1表 利用料等

### 1 利用料

#### 1-1 適用

利用料の適用については約款第25条（利用料等の支払義務）によるほか、次のとおりとします。

1-2 料金 (消費税抜)

商品名	料金 (月額・消費税抜)	提供内容 (共通)	TV視聴可能数
スマートテレビ (マックスHD)	戸建住宅 9,100円	・スマートテレビサービス (下り速度上限50Mbps、上り速度上限2Mbps、無線LANルータ機能付) ・STVB1台利用 ・1メールアドレス (メールボックス50MB)	マックスHDコース 66ch (うちHD62ch)
	対応集合住宅 7,100円		
スマートテレビ (スタンダードHD)	戸建住宅 8,500円		スタンダードHDコース 58ch (うちHD54ch)
	対応集合住宅 6,500円		
スマートテレビミニ (ミニコース)	戸建住宅 5,000円		ミニコース 22ch (うちHD ch)
	対応集合住宅 4,200円		

有料番組利用料※注4-1

有料番組利用料は、別に定める有料番組規約と料金表によるものとします。

付加サービス ※注4-1

商品名	料金 (月額・消費税抜)	提供内容等	
追加STB (録画機能なし)	2,600円	マックスコースHD	デジタルHD
	2,300円		デジタル
	2,000円	スタンダードコースHD	デジタルHD
	1,700円		デジタル
	600円	デジタル地上波・コミュニティch・BS・CS2ch	
録画機能の追加	2,000円	上記追加STBに録画機能を付加する場合	HDD・ブルーレイ内臓の場合
	1,000円		HDD内臓の場合
	800円		
メールアドレスの追加	1メールアドレス毎 500円	1契約者回線につき、追加できるメールアドレスの数の上限を3個とします。	追加時に、別途登録手数料として1アカウント毎に (消費税抜) 1,000円
ホームページの追加	1,000円	ホームページ容量100MBの追加	追加時に、別途登録手数料として (消費税抜) 1,000円
クライアントPC追加	1台 500円	最大3台まで	
有害サイトブロックサービス	200円		
迷惑メールフィルタリングサービス	200円	1メールアドレス毎	
PCセキュリティサービス	200円	ライセンス1個につき3台まで接続可能	
メール転送サービス	無料	転送先登録1箇所	

コンテンツ利用料

当社の提供するコンテンツ	第13条第3号(ア)に規定するコンテンツサービス。		無料
	第13条第3号(イ)に規定するコンテンツサービス。	当社が別に定める規約に準じます。	当社が別に定める規約・料金に準じます。
提携事業者の提供するコンテンツ	第14条第1号に規定するコンテンツサービス。	提携事業者の定める規約に準じます。	提携事業者の定める規約・料金に準じます。

リモコン交換費用	3,000円(非課税)/専用リモコン1個毎
----------	-----------------------

- 注1 利用料には、日本放送協会（NHK）の受信料、株式会社WOWOW、株式会社スター・チャンネルその他の有料番組利用料は含まれておりません。
- 注2 スマートテレビサービスを月の途中で追加する場合、サービスの提供を受け始めた日の属する月の基本利用料は日割りで計算します。また、月の途中で解除する場合も日割りで計算します。
- 注3 秋田ケーブルテレビ加入契約約款に定める基本サービスの解除と同時に本約款に加入した契約者が、既に利用しているSTBを引き続き利用しようとする場合は、追加STBの付加サービスとして自動移行させていただきます。

## 2 解除料

2-1 適用解除料の適用については約款第10条（契約者が行なう加入契約の解除）および第12条（当社が行なう契約の解除）に定めるところによります。

2-2 解除料の額（消費税抜）

戸建住宅	12,000円/1台	
対応集合住宅	5,000円/1台	最低利用期間満了前の解除の場合
	3,000円/1台	最低利用期間満了後の解除の場合

## 第2表 手続きに関する料金等

### 1 適用

手続きに関する料金等の適用については約款第26条（手続きに関する料金等の支払義務）によります。

### 2 料金額（消費税抜）

B-CASカード再発行費用	1,898円
C-CASカード再発行手数料	2,000円

## 第3表 工事に関する費用

### 1 適用

工事に関する費用の適用については約款第27条（工事に関する費用の支払義務）によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用	
工事費の算定	工事費は、工事を要することとなる契約等または交換機操作台等において行う一の工事毎に算定いたします。

### 2 料金額

2-1 新規・追加工事費（消費税抜）

引込・宅内工事費	15,000円/本 ※注4
ケーブルプラス電話の宅内工事費	5,000円/回または本引込線敷設を伴わないサービス追加（1回毎）もしくは同軸配線追加（1本毎）に伴う宅内工事に適用します。※注5
追加STB設置工事費	5,000円/STB1台毎、ユニット交換を含む（同軸配線の追加工事を除く。）
ユニット交換工事費	5,000円/個
ブースタ設置工事費	12,000円/台 機器代を含む。
同軸配線の追加工事	5,000円/回

2-2 コース変更に伴う工事費（消費税抜）

機器交換工事費	10,000円/台 提供機能の変更等に伴い、機器交換を行う工事に適用します。
機器交換を伴わない場合	無料

2-3 契約解除、解約に伴う工事費（消費税抜）

引込線撤去工事費	12,000円/本 ※注6
機器および宅内撤去工事費	5,000円/回 ※注7
上記に属さない工事費	一回の回数毎に実費とします。

2-4 その他の工事費（消費税抜）

当社のサービス提供区域内の転居に伴う工事費	転居に伴う撤去 12,000円 転居先の引込線敷設および宅内工事 無料/台 ※注8
設置場所変更工事費	5,000円/回（同軸配線追加、ユニット交換を除く。）
上記に属さない工事費実費	実費
故障点検・補修費	実費

注4 タップオフから保安器までの引込線工事が必要な場合に適用します。また本工事費には、宅内工事が含まれます。なお、ケーブルテレビ加入契約約款に定めるテレビサービスの新規加入に関わる追加工事、インターネット加入契約約款に定めるインターネットサービスの新規加入に関わる追加工事、またはKDDI株式会社がケーブルプラス電話サービス契約約款に定め提供するケーブルプラス電話サービスの加入に伴う追加工事を、同時加入申込にて行う場合も本料金を適用します。

注5 既に、タップオフから保安器までの引込線が接続されている建物に対する宅内工事に適用します。STVBの接続口のための分配器設置工事費を含みます。

注6 同一工事日に引込線の撤去及び宅内機器の撤去を行う場合、本料金を適用します。

注7 宅内機器の撤去を行う場合に適用します。

注8 当社のサービス提供区域内における転居による契約者について適用します。

## 第4表 損害金

### 1 適用

損害金の適用については約款第9条（契約者回線の終端）第3項および第10条（契約者が行う加入契約の解除）第4項に定めるところによります。

### 2 損害金額

第9条、第10条に規定する損害金 ※注9	設置から1年未満	40,000円（非課税）/STVB
	設置から1年以上2年未満	30,000円（非課税）/STVB
	設置から2年以上	20,000円（非課税）/STVB

注9 機器等の紛失および修理不能による場合にも適用します。

#### 附則

- (1) 当社は、特に必要があるときには、約款に特約および規約等を付することができます。
- (2) この約款は、平成25年9月20日より施行します。

#### 附則

- (1) この改定規定は、平成26年4月1日から実施します。